

街区境界調査についての質問

① 事業全般について

Q1 調査費用の負担はありますか。

A1 ありません。地籍調査は市が国・県の補助を受けて実施する事業で、調査費用の個人負担はありません。ただし、立会い時の交通費などは個人負担となります。

Q2 個人同士の境界（民境界）はどのようにして確認するのですか。（市で境界を決めてくれるのですか。）

A2 市が境界を決めることはしません。市は土地所有者の皆様に教えていただいた境界を測量し、調査を実施する立場となります。（可能な限り、立会い当日までに隣接の所有者と境界を確認しておいてください。）

Q3 地積測量図がすでに作成され、登記されている土地についても地籍調査を実施する必要がありますか。

A3 必要です。地籍調査は地域全体を調査し、正確な地図を作成することを最終的な目的としており、先行的な調査である街区境界調査の成果は、正確な地図作成に欠かせない後続の一筆地調査に必要な資料となりますので、何卒御協力をお願いいたします。

Q4 地籍調査(街区境界調査)中に、土地の異動等の登記を行うことは可能ですか。

A4 地籍調査中であっても、登記手続きは可能です。

ただし、街区境界調査で作成する街区境界調査簿の記載と登記記録が一致しなくなる場合がありますので、境界立会い後、地籍調査の成果を登記所へ送付するまでの間に、登記を変更する場合は、道路河川管理部管理課地籍担当へご連絡をお願いします。

Q5 街区境界調査の成果は取得できますか。

A5 街区境界調査が完了し、県が成果の認証を行い、国がその内容を承認した後、インターネットや窓口にて公開いたします。皆様の所有地の登記や測量を実施する際に、役に立つ資料となりますので、ご活用ください。



② 立会いについて

Q6 立会通知に記載されている日に都合がつきません。どうすればいいですか。

A6 受託業者及び道路河川管理部管理課地籍担当にご連絡をいただければ、再度日程を調整します。また、土地所有者御本人が立会うことができない場合、代理の方へ委任をしていただくことも可能です。その場合には、土地所有者（共有者全員）から代理の方へ委任状が必要です。

Q7 同居の親族が立会う場合でも、委任状は必要ですか。

A7 必要です。例えば、ご夫婦で土地を共有されていて、お一人のみがお立会いいただける場合には、もう一方の委任を受けていただく必要があります。（委任状をご準備していただき立会時に提出してください。）なお、立会通知は、所有者ごとに送付させていただきますので、一世帯で複数届く場合があります。街区境界調査が完了し、県が成果の認証を行い、国がその内容を承認した後、インターネットや窓口にて公開いたします。皆様の所有地の登記や測量を実施する際に、役に立つ資料となりますので、ご活用ください。

③ 閲覧について

Q8 閲覧(調査結果の確認)の案内が届きましたが、どのようにしたらよいでしょうか。

A8 閲覧会は、調査結果として作成した街区境界調査図原図及び街区境界調査簿案の確認を行っていただくものです。期間中（20日間）のご都合のいい日に閲覧場所に委任状等（必要な方）をご持参の上おいで下さい。



この調査の趣旨をご理解いただき、立会い等の際は、ご協力いただきますようお願いいたします。